平成２２年（フ）第６０５５号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番１―202号
破産者　畑中　　保
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１００号
大阪府東大阪市荒川３丁目10番３号　松栄ビル２Ｂ号
破産者　櫻井　宏一
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８３４号
堺市南区庭代台３丁13番８―108号、前住所堺市西区鳳南町２丁164番地６
破産者　村田　俊一
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３６号
堺市西区草部1477番地　メゾンフローラル202号、開始決定時の住所大阪府松原市東新町５丁目11番23―402号
破産者　福岡　裕次
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３７号
大阪府松原市河合４丁目333番地の２　101号、前住所大阪府松原市東新町５丁目11番23―402号
破産者　福岡　育美
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６０号
堺市中区深阪2471番地　サニーハイツ泉有301号、前住所堺市南区城山台５丁１番１号
破産者　ヤン企画事業部レイナマリーンこと本田　陽子（旧姓川上）
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２４号
大阪府富田林市清水町３番４―903号
破産者　矢田喜代子
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７８号
堺市東区西野506番地　レジデンスサカタ303号、前住所堺市東区大美野135番地23
破産者　福嶋美喜子（旧姓石坂）
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１５号
大阪府富田林市寿町４丁目７番33号
破産者　倉畑　和世
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目９番11―102号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目13番８号
破産者　辻　　雅晴
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
愛媛県四国中央市三島宮川２丁目６番27号
破産者　藤川　裕司
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３２０号
北九州市八幡東区日の出３丁目１番24号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉北区清水３丁目２番18号
破産者　山内　雅史
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２９１号
札幌市北区北34条西４丁目１番１号　ルシエルＮ34―101号
破産者　大和　久美
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
宮城県柴田郡大河原町字新東33番地14
破産者　佐藤　　郁
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１５号
福島県南相馬市原町区泉字寺家前145番地の２
破産者　熊谷　道子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１８５号
福島県本宮市白岩字桑内23番地
破産者　三浦　文敬
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
福島県本宮市白岩字桑内23番地
破産者　三浦　啓子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係